

育児・健康相談(11月)

☑ 下表の通り ☒▷相談担当者=保健師など
 ※育児相談は母子健康手帳を持参
 ☒健康づくり課(☎231-1447)
 〔 育…育児相談 健…健康相談
 ※1…10:15~11:00 〕

場所	日	曜日	10:00 ~ 12:00	13:00 ~ 15:00
豊北保健福祉センター	1	金	育	健
川中公民館	5	火	育	
蓋井島保健福祉会館	6	水		育・健
六連島漁村センター	8	金	健	
菊川保健センター	11	月	健	
豊田子育て支援センター	12	火	育	
宇賀児童館	13	水	育※1	
清末公民館	14	木	育	
市民センター	20	水	育	
山陽保健センター	22	金	育	健
子育て支援センターふれんど	22	金	育	
豊浦保健センター	28	木		健

不妊専門相談

不妊・不育について、不妊治療専門の医師が相談を受けます。
 ☒市内在住の方 ☒11月28日(木)午後2時~4時 ☒下関保健所2階 ☒4人(先着順) ☒11月1日~27日に、直接か電話で保健予防課へ。
 ☒保健予防課(☎231-1407)

両親学級

☒妊娠6カ月以降の妊婦と夫 ☒11月22日(金)午後7時~9時 ☒勤労福祉会館(幸町) ☒赤ちゃんの風呂の入れ方、妊婦疑似体験
 ☒保健師 ☒32人(予約制) ☒母子健康手帳
 ☒申渡健康づくり課(☎231-1447)

12月1日は、世界エイズデー

エイズは、一人ひとりが正しい知識をもち、責任ある行動をとれ

ば予防できる病気です。

●エイズ相談&血液検査窓口

☒12月3日~5日 午後5時~8時、12月6日(金)午前8時30分~午後8時 ※2日(月)は定例の検査日として午後4時~4時30分に実施 ☒下関保健所2階 ☒▽検査内容Ⅱ血液検査 ※検査は匿名。プライバシーは厳重に守られます
 ※梅毒、クラミジアの検査も可
 ※結果は一週間後以降(平日のみ)に直接口頭で。電話での照会不可
 ※感染の可能性のある機会があったから3カ月以上たって検査を受けないと、正しい判定ができません
 ☒保健予防課(☎231-1530)

市民糖尿病教室

☒11月17日(日)午前9時~午後1時 ☒下関市医師会館(大学町二丁目) ☒血糖測定、糖尿病に関する展示、医師講演、糖尿病食



ブックスタートふれあいの会

☒0歳~未就学児の親子、妊婦とその夫 ※対象児以外の子どもも可 ☒11月10日、12月8日 ▽乳幼児対象(第1部)Ⅱ午前10時~11時 ▽乳幼児対象(第2部)Ⅱ午前11時~正午 ☒ひかり童夢 ☒絵本の読み聞かせ、手遊び、月齢に応じた絵本の紹介など ※全体への読み聞かせは各回30分
 ☒こども家庭課(☎231-1353)

ひとり親(母子、父子)家庭相談

突然配偶者を失った方、離婚など家庭事情などでひとり親(母子、父子)家庭となった方、現在離婚を検討中の方、今後の生活や就職などについて母子自立支援員が面接、電話で相談に応じます。1人で悩まず、どんなことでも気軽に相談してください。※面接希望の場合は事前に電話予約を

食会(700円) ☒試験食会に参加される方のみⅡ11月11日(月)までに、最寄りの医療機関、下関市医師会(☎252-2188)、健康づくり課、各保健(福祉)センターへ。
 ☒健康づくり課(☎231-1935)

特別児童扶養手当、障害児福祉手当・特別障害者手当の申請を

☒市内在住の母子家庭の母、父子家庭の父か、離婚を検討中の方 ☒申月曜日から金曜日(土・日曜日、祝日、年末年始は除く)午前9時~午後4時30分に、こども家庭課へ。
 ☒こども家庭課(☎231-1358)

特別児童扶養手当

身体や精神に中度以上の障害がある児童を監護している方に、特別児童扶養手当を支給します。

障害児福祉手当・特別障害者手当

身体や精神に重度・最重度の障害がある方に、障害児福祉手当・特別障害者手当を支給します。

☒政令で定める程度の障害の状態にある方
 ☒共障害者支援課、各総合支所市民生活課へ。※所得制限あり
 ☒障害者支援課(☎231-1917)

病児保育

子どもが病気の時に、保護者が仕事などの理由で家庭で保育できない場合、一時的に預かります。連続の利用は原則7日以内です。

☒0歳~小学3年生の病気の子ど
 ☒☒月曜日~金曜日Ⅱ午前8時~午後6時 ▽土曜日Ⅱ午前8

離職で住居を喪失かその恐れのある方へ住宅支援給付を支給

☒次の全てに該当する方 ①離職後2年以内の65歳未満の方 ②離職前に自らの労働により賃金を得て主として世帯の生計を維持していた方 ③就労能力や常用就職の意欲があり、公共職業安定所へ求職申し込みを行う方 ④住宅を喪失している方か喪失の恐れのある方
 (⑤⑥の要件に該当し、賃貸住宅などに入居している方 ⑤原則収入のない方(一時的な収入がある場合、生計を一同とする同居の親族との収入の合計が一定額以下) ⑥生計を一同とする同居の親族との収入の合計が一定額以下) ⑦国の住居喪失離職者などに対する雇用施策による貸し付け給付を、申請者や生計を一同とする同居の親族が受けていない ☒支給額Ⅱ単身3万1000円以内、複数4万